

東海市告示第93号

令和6年度東海市建築物等における緑化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市建築物等における緑化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が実施するあいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）に基づく間接補助事業（以下「愛知県の都市緑化推進事業」という。）及び東海市が実施する都市緑化推進事業（以下「東海市の都市緑化推進事業」という。）（以下「東海市補助事業」という。）として市内にある建築物等を緑化する者に対し、補助金を交付することにより、市内の良好な住環境づくりの促進を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の市街化区域、市街化区域に隣接している市街化調整区域及び市街化調整区域内の既存集落の土地について所有権又は借地権を有する者（借地権を有する者にあつては、市内在住者に限る。）で、別表第1に定める緑化事業を行うものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

2 補助対象者は、市税を完納していなければならない。

3 補助金の交付の対象となる緑化事業（以下「補助対象緑化事業」という。）は、別表第2に定める緑化施設評価表の評価基準を満たしているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

(1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するもの

(2) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたもの

(3) 植栽した個体等の生育期間が2年間程度しか見込めないもの

(4) 土地又は建物に定着していない移動可能なもの

(5) 同一の敷地内において同時に愛知県の都市緑化推進事業と東海市の都市緑化推進事業を実施しようとするもの

(6) 既にこの要綱又はこの要綱に相当する要綱に基づく緑化事業として実施したものの

(7) 工場立地法（昭和34年法律第47号）、大規模行為届出制度、開発許可制度

等で定められている義務緑化基準の範囲内で実施するもの

(8) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

- 4 補助対象緑化事業は、第5条の規定による通知を受理した日以降に着手をされ、かつ、令和7年2月28日までに第8条に定める手続が完了するものでなければならない。

(補助の内容)

第3条 補助金の交付額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

- 2 市内の同一の敷地内において、別表第1に定める緑化事業を重複して行う場合の補助金の交付額は、その合計金額（その額が500万円を超えるときは、500万円）とする。

- 3 東海市の都市緑化推進事業に係る補助金の交付額は、一つの申請につき50万円を上限とする。

- 4 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緑化事業着手前の令和7年1月15日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて3部（東海市の都市緑化推進事業にあつては、2部）市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業費内訳明細書
- (3) 見積書等の事業費を証明する書類
- (4) 事業場所の位置図
- (5) 計画平面図、緑化工法の図面等事業に係る図面
- (6) 施行前の現況写真
- (7) 事業実施敷地等所有者の同意書
- (8) 市税を完納していることを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者が補助対象緑化事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と

異なる場合には、申請者は、当該所有者の同意を得た上で、前項の規定による交付申請をしなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による提出があった時点において、当該申請に係る補助金の交付により当該年度の予算の範囲を超える場合又は超えるおそれがある場合には、当該申請書を受理しないことができる。

(補助金の交付内定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、申請者に建築物等における緑化事業補助金交付内定通知書により補助金の交付内定を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 前条の規定による交付内定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象緑化事業の内容の変更を行おうとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に緑化事業の変更内容が分かる書類を添付して、3部（東海市の都市緑化推進事業にあつては、2部）市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付内定額の変更を伴う場合

建築物等における緑化事業補助金変更交付申請書

- (2) 補助金交付内定額の変更を伴わない場合

建築物等における緑化事業補助金内容変更承認申請書

- 2 市長は、前項（第1号に限る。）の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、補助金の交付内定内容を変更し、建築物等における緑化事業補助金変更交付内定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付内定額は前条の規定により通知した交付内定金額を上限とする。

- 3 市長は、第1項（第2号に限る。）の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、その内容を承認し、建築物等における緑化事業補助金内容変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助対象緑化事業を中止し、又は廃止しようとするときは、建築物等における緑化事業中止・廃止承認申請書を市長に1部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を補助事業者に建築物等における緑化事業中止・廃止承認通知書により通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象緑化事業が完了したときは、速やかに建築物等における緑化事業実績報告書2部に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 2部 (東海市の都市緑化推進事業にあつては、1部)
- (2) 完了平面図 2部 (東海市の都市緑化推進事業にあつては、1部)
- (3) 緑化構造図 2部 (東海市の都市緑化推進事業にあつては、1部)
- (4) 施行前及び施行後の現況写真並びに表示板の設置状況が分かる写真 2部
(東海市の都市緑化推進事業にあつては、施工前及び施工後の現況写真 1部)
- (5) 事業費用支払領収書の写し又はこれに類するもの 2部
- (6) その他市長が必要と認める書類 指示する部数

(補助金交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、補助対象緑化事業の成果が補助金交付内定の内容に適合するものかを確認し、適合すると認めたときは、建築物等における緑化事業補助金交付額確定通知書により補助事業者に補助金交付額の確定を通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により通知した補助事業者から建築物等における緑化事業補助金請求書が提出された後に交付するものとする。

(表示板の設置)

第11条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した補助制度により補助対象緑化事業を実施した旨の表示板を施行箇所に設置しなければならない。ただし、東海市の都市緑化推進事業にあつては、この限りでない。

(緑化施設の管理)

第12条 補助事業者は、補助対象緑化事業完了後、維持管理上やむをえない場合を除き、善良な管理者の注意をもって、適正な緑化施設の維持管理に努めなければならない。

(状況確認)

第13条 市長は、補助事業者に、前もって通告を行った上で、補助を受けた緑化事業地等に立ち入り、状況を確認することができるものとする。

2 補助事業者は、市長が前条の維持管理の状況を確認するために必要と認めるときには、建築物等における緑化事業状況報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に1部速やかに提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 計画平面図
- (3) 緑化工法関係図面
- (4) 状況写真

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、補助事業者に建築物等における緑化事業補助金交付決定取消通知書により通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、当該補助対象緑化事業により取得した財産を市長の承認を得ないで、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 愛知県の都市緑化推進事業

緑化事業	対象規模	補助金交付額	補助対象経費
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	緑化対象面積の合計が50㎡以上であること。	補助金交付額は、補助対象事業費の2分の1以内で次の条件の範囲内とする。 1 補助金交付額の総額は1件当たり500万円を上限とする。 2 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり3万円を乗じた額を上限とする。 3 駐車場緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり2万円を乗じた額を上限とする。	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の費用のうち、植栽、植栽基盤整備（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）及び灌水施設に係る費用、生垣設置に係る費用並びに第11条の表示板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体等の生育期間が2年間程度しか見込めないものは除く。
生垣設置	生垣設置については、延長15m以上及び1m当たり2本以上植栽すること。	4 空地緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり1万5千円を乗じた額を上限とする。 5 生垣設置は、緑化生垣延長に1m当たり5千円を乗じた額を上限とする。 6 補助金交付額が10万円未満の場合は、交付しない。	

2 東海市の都市緑化推進事業

緑化事業	対象規模	補助金交付額	補助対象経費
屋上緑化 壁面緑化 駐車場緑化	制限なし	補助金交付額は、補助対象事業費の2分の1以内で次の条件の範囲内とする。 1 補助金交付額の総額は1件当たり50万円を上限とする。 2 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり3万円を乗じた額を上限とする。 3 駐車場緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり2万円を乗じた額を上限とする。 4 補助金交付額が1万円未満の場合は、交付しない。	屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化の費用のうち、植栽、植栽基盤整備（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）及び灌水施設に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体等の生育期間が2年間程度しか見込めないものは除く。

備考

- 1 緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる補助対象者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができる。
 - (1) 個人事業者ではない個人
 - (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
 - (3) 免税事業者
 - (4) 簡易課税事業者
 - (5) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
- 3 工場立地法（昭和34年法律第47号）、大規模行為届出制度、開発許可制度等で定められている義務緑化基準を超えて実施した事業に係る補助対象経費にあつては、当該義務緑化基準を超えて実施した部分に係る経費を当該補助対象経費とする。

別表第2（第2条関係）

緑化施設評価表

1 愛知県の評価

評価項目	評価基準
公開性	次のいずれかに該当すること。 (1) 道路から眺望できること。 (2) 緑化施設の敷地等に、不特定の者が立ち入ることができること。 (3) 緑化施設が、管理者等の了承のもと一般に開放されていること。
生垣設置	次のいずれにも該当すること。 (1) 1メートル当たり2本以上（樹高0.9メートル以上のものに限る。）植栽すること。 (2) 漆、ビャクシン類（カイズカイブキ等）及びとげ類以外の樹木であること。 (3) 道路の中心線から2メートル以上離れた境界内に設置すること。

2 東海市の評価

東海市が実施する評価基準は、愛知県の評価の公開性基準項目のみ適用とする。